

## 職長・安全衛生責任者教育のご案内

職長は職場内で他の労働者を直接指導又は監督する人を指し、事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長など様々な名称で呼ばれています。労働安全衛生法第60条では、事業者は新たに職務に就くこととなった職長に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から従来の業種に加え、すべての食料品製造業、出版業及び印刷物加工業でも職長等に対する安全衛生教育が義務づけられました。この機会に受講を検討いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日時及び会場

日 時	会 場
4月13日（月）	9:00～17:30
4月14日（火）	9:00～16:40

（遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。）

#### 2. 費 用（税込）

一 般	21,010円（受講料 19,360円、テキスト代 1,650円）
協会員	16,610円（受講料 14,960円、テキスト代 1,650円）

#### 3. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に申込手続きをお願いします。

- ①申込書を提出（FAX、郵送、メール等）
- ②費用を銀行振込 現金書留 窓口支払 のいずれかの方法で支払い
  - ・銀行振込希望の方は、ご予約時に当協会HP上で振込先をご案内します。
  - ・受講当日の会場でのお支払いはできません。

#### 4. 締 切：令和8年4月3日（金）※定員に達し次第、締め切る場合があります。

#### 5. そ の 他

- ・申込書と受講費用を確認後、領収書付きの受講票を発行します。
- ※受講票等は原則メールでの送付です。アドレスの記入にご協力ください。
- ・2週間を過ぎた受講予約は取り消す場合があります。
- ・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前までの連絡で、返金対応します。
- ・修了者には修了証を交付します。

○職長教育を行うべき業種
・建設業 ・電気業 ・ガス業 ・自動車修理業 ・機械修理業 ・新聞業 ・出版業 ・製本業及び印刷加工業 ・製造業（対象外：たばこ製造業、紡績業及び染色整理業以外の繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、セロファン製造業以外の紙加工品製造業）

申込み、問合せ先 一般社団法人青森地区労働基準協会



〒 030-0811 青森市青柳2-2-6

MAIL kousyuu@aorouki.com

HP https://aorouki.com

TEL 017(723)1755

FAX 017(723)5741

## 職長・安全衛生責任者教育

### 受講申込書

(協会記入欄)

No	区分	会員・非会員・他地区( )					受講	現・書・振
		申込	/	入金	/	備考		
氏名							性別	
							男・女	
	<input type="checkbox"/> 旧姓氏名等の併記を希望する [旧姓氏名:]							
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生							
住所	□□□-□□□□							
連絡先	自宅・事業所( - - )							
メールアドレス	@							
領収書宛名	<input type="checkbox"/> 事業所名 <input type="checkbox"/> 受講者氏名 <input type="checkbox"/> その他( )							

上記の者を受講させたく受講料を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

所在地	□□□-□□□□
事業所名	
代表者名	

一般社団法人 青森地区労働基準協会長 殿

**太枠内を記入の上、受講料、必要書類を添えてお申し込み下さい。**

- ・ 氏名、住所等は省略せず、楷書でご記入下さい。
- ・ ボールペン又は水性ペンでご記入下さい。(鉛筆は不可)
- ・ 申込書をコピーする場合、感熱紙は使用しないで下さい。

**【個人情報について】**

ご記入いただいた個人情報につきましては、講習実施の目的以外に使用することはありません。

**【その他】**

旧姓氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。(戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)

お問い合わせ先

一般社団法人 青森地区労働基準協会

Tel: 017-723-1755 Fax: 017-723-5741

Mail: kousyuu@aorouki.com